

国別の労働安全衛生制度について

—タイ王国—

このたび、2015年8月3日に当国際センターホームページで公表しましたタイの労働安全衛生制度について、我が国外務省がタイ国の国情等に関して平成29年（2017年）12月1日に公表した資料等、その後タイ国政府関係者から入手できた資料等に基づき、その一部を改訂しました。

今回改訂した部分は、別記のとおりです。

平成30年（2018年）2月
中央労働災害防止協会技術支援部
国際センター

(別記)

改訂箇所	主要な改訂の内容
「第Ⅰ部 タイ王国の国情」について	外務省がタイの国情等に関して2017年12月1日に公表した資料、内閣府の主要経済指標、・総務省統計局の労働力調査統計・ILOSTATに基づく就業者数及び雇用量統計等の最新版に基づき、関連する部分を改訂した。
「第Ⅱ部 労働災害発生状況」「第Ⅴ部 労働安全衛生に関する国の政策、戦略及びマスタープラン」「第Ⅶ部 労働安全衛生関係職員」について	タイ国政府の労働安全衛生担当の職員から入手できた労働災害統計等に基づき、関連する部分を改訂した。

目	次（今回改訂した部分については紫色で表記してあります。）
第Ⅰ部	タイ王国の国情
第Ⅱ部	労働災害発生状況
第Ⅲ部	労働安全衛生を所管する政府機関
第Ⅳ部	労働安全衛生及び環境の法規制
第Ⅴ部	労働安全衛生に関する国の政策、戦略及びマスタープラン
第Ⅵ部	労働安全衛生関係団体
第Ⅶ部	労働安全衛生関係職員
第Ⅷ部	労働安全衛生及び環境プロジェクト、活動及び行事
第Ⅸ部	参考資料

第I部 タイ王国の国情（資料出所：特記しない限り、外務省ホームページ、タイ王国（Kingdom of Thailand）基礎デー

タ、平成29年12月1日版：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1>）

I 国名、国旗及び地図

1 国旗

タイ王国 (Kingdom of Thailand)



2 国土の地図（右図のとおり）

II 一般事情

1 面積

51万4,000平方キロメートル（日本の約1.4倍）

2 人口

6,572万人（2015年）（タイ国勢調査。日本の約51.8%）

3 首都

バンコク

4 民族

大多数がタイ族。その他 華人、マレー族等

5 言語

タイ語

6 宗教

仏教 94%，イスラム教 5%



7 略史

タイ王国の基礎は13世紀のスコータイ王朝より築かれ、その後アユタヤ王朝(14～18世紀)、トンブリー王朝(1767～1782)を経て、現在のチャックリー王朝(1782～)に至る。1932年立憲革命。

III 政治体制・内政

1 政体

立憲君主制

2 元首

マハー・ワチラロンコン・ボテインタラーテーパヤワランクーン国王陛下(ラーマ10世王)

(2016年10月即位)

3 議会

国家立法議会(220名)

4 政府

(1) 首相名 プラユット・ジャンオーチャー(Mr. Prayuth Chan-o-cha)

(2) 外相名 ドーン・ボラマットウィナイ(Mr. Don Pramudwinai)

5 内政・社会状況

(1) インラック政権発足(2011年8月)まで

1997年のアジア金融危機の影響がまだ残る2001年1月の下院総選挙に勝利して政権に就いたタクシン首相(当時)は、国内需要喚起と外資誘致による輸出促進、大規模公共事業、社会保険制度改革、麻薬撲滅等の諸政策を大胆に実施して支持を集め、タイ近代政治史上はじめて任期を全うした民選首相となった。他方、トップ・ダウンの意思決定の導入や、タクシン首相自身の強引な姿勢が伝統エリート層や保守層の反発を招き、職権濫用や汚職の噂もあって、2006年はじめからタクシン首相を糾弾する社会運動が拡大し、同年4月の選挙は、野党がボイコットする異例の事態となった。その後、憲法裁判所により選挙は違憲無効と判断され、選挙のやり直しが検討される中、2006年9月19日、ソンティ陸軍司令官(当時)を中心とする軍部によるクーデターが発生した。

2006年10月に発足した暫定政権の下、2007年12月に下院議員選挙が行われ民政復帰が実現した。他方、選挙で勝利したタクシン元首相系の政府に対し、再び反対運動が高まり、反政府運動の中心を担う「人民民主連合(PAD, 通称黄シャツ)」が首相府や国際空港を占拠して混乱状況が深刻化する中、2008年12月、憲法裁判所は政権与党の国民の力党の解党処分を決定した。連立の軸を失ったことによる政権崩壊を受けて政界再編が行われ、第二党かつ最大野党であった民主党を中心とするアピシット政権が2008年12月に成立したが、2009年はじめから反クーデターと選挙に基づく政権樹立を主張する「反独裁民主戦線(UDD, 通称赤シャツ)」による反政府運動が拡大した。

2009年4月に東部のリゾート地パタヤで予定されていたASEAN関連首脳会議の妨害やバンコク都内での大規模デモ等は、当局の非常事態宣言発出により収束したかには見えなかったが、2010年2月に最高裁判所がタクシン元首相の資産没収の決定を下したことを契機に、UDDデモが再燃した。デモ隊と当局の間の緊張が高まる中、4月10日、デモ隊と治安部隊との間で衝突が発生し、日本人1名を含む多数の死傷者を出す事態が発生した。5月19日のUDD幹部による解散宣言まで右衝突は散発的に発生し、一連の混乱による死亡者数は、約90名にのぼった。

民主党政権は真相究明と国民和解に取り組んだが、UDDによる政府批判は収まらず2011年5月に下院は解散され、7月3日に行われた総選挙の結果、タクシン系政党のタイ貢献党が、民主党に100議席以上の差をつけて勝利し、8月10日、タクシン元首相の実妹のインラック氏を首相とする政権が発足した。

(2) 反政府デモの拡大とクーデターの発生

インラック政権は、発足当初、北・中部地方を中心に発生した未曾有の洪水被害への対応に追われたが、その後は、経済面を中心に政権公約の実施に着手し、政権にとっての重要な政治課題である憲法改正及び国民和解法案の推進について慎重にとり進めるなど、2012年を通じて比較的安定的に政権運営を行った。

2013年に入ると、政府は大規模インフラ計画のための借入れなど大胆な政策の実施に着手し、8月の通常国会開会以降は、与党が圧倒的多数を占める下院で次々と法案を可決させた。タクシン元首相の恩赦、帰国に道を開く内容に修正された大赦法案が、11月1日未明に強行可決されたことで、それまで安定していた政治状況は一変した。同法案は、野党や反政府勢力のみならず、汚職を嫌悪する一般市民やビジネス界を巻き込んで強い反発を引き起こし、ステープ元副首相・元民主党幹事長率いる「人民民主改革委員会（PDRC）」が主導する大規模な反政府デモが繰り返されることとなった。反政府デモは、その目標を大赦法案廃案から政権打倒に変化させ、バンコク都内各地で大規模な路上デモを展開し、首相府他の政府庁舎が占拠される事態に発展した。

このような状況を受けて、12月9日、インラック首相は下院を解散し、翌2014年2月に選挙が行われた。しかし、反政府デモ隊の妨害により、一部の投票所で投票が完了できず、その後、憲法裁判所は同選挙を無効と判決。さらに、5月7日、憲法裁判所は、公務員の人事異動を巡り、インラック首相の職権乱用を認定する判決を下し、同首相は失職した。都内のデモ拠点における銃撃によって死傷者が発生する等、緊張が高まる中、5月20日未明、プラユット陸軍司令官は全国に戒厳令を発令。対立する陣営を集めた対話が軍主導で行われたが妥協に至らず、5月22日夕方、軍を中心とする「国家平和秩序維持評議会（NCPO）」が全統治権の掌握を宣言した。

5月30日、NCPOは、第1～3期で構成される民政復帰に向けた「ロードマップ」を発表。同ロードマップに基づき、7月に暫定憲法、8月に立法会議及び暫定内閣が、10月に改革会議及び憲法起草委員会が順次立ち上げられ、新憲法発布に向けた作業が進められている。かかる状況の中、2016年8月に実施された国民投票により新憲法案が可決された。2017年4月、新憲法が発布された。

IV 外交

1 概観

タイは、長年にわたり全方位外交を基本としつつ、主要国との距離を内外の事情に応じて変更する柔軟な外交を展開しており、その基本的な姿勢は最近も変わっていない。他方、近年は、国際的に関心の高い問題に対して談話を発表する等、国外の情勢について積極的に立場表明を行う傾向が見られる。中東・アフリカ地域との関係強化や、2017年から2018年の任期の国連安保理非常任理事国選挙への立候補表明という動きも見られる。

2 主要国との関係

主要国との関係では、タイは米国にとって条約上の同盟国であり、アジア太平洋地域で最大級の多国間共同訓練の「コブラ・ゴールド」は、タイ国内で例年開催されている。また、2013年にタイ・米両国は近代的外交関係樹立180周年を迎えたが、2014年5月のクーデター発生に対し、米務省は「失望」の意を表し、軍事援助の凍結や共同訓練の中断といった措置を発表した。

タイは、2012年から2015年まで、ASEANにおける対中調整国を務めており、2013年7月には中ASEAN戦略的パートナーシップ10周年ハイレベルフォーラムを開催、また、同年9月の南シナ海における行動規範（COC）策定に向けた公式協議開始に貢献した。

3 近隣国との関係

隣接国との関係では、カンボジアが国際司法裁判所（ICJ）に提訴していたカオプラビハン（プレアビヒア）寺院周辺地域の帰属に関する解釈請求に対し、2013年10月に判決が示されたが、寺院及び周辺のごく限られた地域はカンボジアに帰属し、それ以外の係争地域は両国の話し合いで解決されるべきとの内容であり、判決後のタイ国内の反応は比較的落ち着いたものであった。タイ側の政治的混乱もあり、両国間の話し合いの具体的な目処は立っていない。

ミャンマーとの間では、ミャンマー国内の民主化の動きを受け、首脳・閣僚レベルの往来が頻繁に行われ、経済関係強化の機運が高まっているが、タイ国内のミャンマー人労働者の滞在許可問題や、ラカイン州の騒擾を受けてタイに流入した人々の扱い等の課題も顕在化している。

V 外交・国防

1 外交基本方針

タイは伝統的に柔軟な全方位外交を維持しつつ、ASEAN諸国との連携と日本、米国、中国といった主要国との協調を外交の基本方針としている。

2 軍事力

- (1) 予算 1830億バーツ
- (2) 兵役 徴兵2年、予備役20万人
- (3) 兵力 正規36万0850人（陸軍245,000人、海軍69,850人、空軍46,000人）
(2015年版ミリタリーバランス)

VI 経済

1 主要産業

農業は就業者の約40%弱を占めるが、GDPでは12%にとどまる。一方、製造業の就業者は約15%だが、GDPの約34%、輸出額の90%弱を占める。

2 GDP

4,069億ドル（名目、2016年、国家経済社会開発庁（NESDB））（資料作成者注：2016年の日本の名目GDPは41,240億米ドルであるから、タイの名目GDPは、日本の9.9%に相当する。

3 一人当たり GDP

6,033 ドル（2016 年, NESDB）（資料作成者注：日本の 2016 年の一人当たり GDP は 32,500 米ドルであるから、タイの一人当たり GDP は、日本の約 18.6%に相当する。

4 経済成長率

3.2%（2016 年, NESDB）

5 消費者物価指数

0.2（2016 年, NESDB）

6 失業率

1.0%（2016 年, NESDB）

7 総貿易額

(1) 輸出 2,153 億ドル（2016 年, NESDB）

(2) 輸入 1,947 億ドル（2016 年, NESDB）

8 主要貿易品目

(1) 輸出 コンピュータ・同部品, 自動車・同部品, 機械器具, 農作物, 食料加工品

(2) 輸入 機械器具, 原油, 電子部品

9 主要貿易相手国・地域（2016 年）

(1) 輸出 1. 米国 2. 中国 3. 日本

(2) 輸入 1. 中国 2. 日本 3. 米国

10 通貨

バーツ（Baht）

11 為替レート

1 ドル＝約 34.25 バーツ（2015 年平均）（資料作成者注：1 バーツは約 3.5 円）

12 経済概況

(1) 概観

インラック政権は、選挙公約としていた全国一律の最低賃金の引き上げ、大卒者の初任給引き上げ、コメ担保融資制度、自動車購入者への減税措置等の経済政策の実施により国内経済の強化を目指す一方、政権発足後は、例年を上回る降水により、北・中部地方で大規模な洪水が発生し、バンコク周辺の工業団地が浸水したほか、タイ、さらにはサプライチェーンを通じ、我が国及び地域の経済に大きな影響を与えた。このため、当初、国家経済社会開発庁（NESDB）は 2011 年の経済成長率を 3.4～4.0%と予測していたが、実際には 0.1%に低迷。その後、大洪水からの復旧・復興から始まり、内需が牽引する形で経済活動は回復し、2012 年は、7.3%の

成長を記録。2013年は、自動車購入者への減税措置の終了に伴う自動車の反動減、洪水からの復旧・復興投資の一巡により、2012年に成長を牽引した内需が低迷し、2.9%の成長に止まった。

また、2014年5月に発生した政変により、軍部を中心とする国家平和秩序維持評議会（NCP0）が全権を掌握した後の政情混乱等もあり、2014年の成長率は0.9%であった。15年の経済成長について、当初、NESDBは3.0～4.0%を見込んでいたが、同年11月、2.9%に下方修正し、2016年の経済成長率は3.2%であった。

(2) 対外経済関係等

(ア) タイの二国間のFTA/EPA

<締結済みの主な協定>

日本（JTEPA, 2007年11月発効）

豪州（TAFTA, 2005年1月発効）

ニュージーランド（TNZFTA, 2005年7月発効）

<アーリーハーベスト（資料作成者注：早期に実施済みのもの）を開始済みの主な協定>

インド（2004年9月発効、2012年1月に追加第2議定書へ署名）：家電製品、自動車部品など、82品目の関税を先行して引き下げ開始

ペルー（追加第3議定書署名、2011年12月発効）

<署名済みの主な協定>

チリ（2013年10月）

<交渉中の主な協定>

EU（2013年5月に交渉開始、2014年4月には第4回交渉実施）

(イ) ASEAN加盟国としてのFTA/EPA（締結済みの協定）

日本（AJCEP, 2009年6月発効）

インド（AIFTA, 2010年1月発効）

韓国（AKFTA, 2010年1月発効）

豪州・NZ（AANZFTA, 2010年3月発効）

中国（ACFTA, 2010年1月発効）

これら各協定では、ASEAN先発加盟6か国と後発加盟4か国で関税撤廃の実施時期を分け、2010年1月1日より、AFTA、ACFTAおよびAKFTAは先発加盟6か国が対象品目の約9割において関税撤廃を開始している。

(ウ) ASEAN域内のFTA/EPA

タイは、ASEANの中軸国として経済の基盤をASEANに置いている。ASEAN域内のFTAであるAFTAは、1992年1月の第4回ASEAN首脳会合において1993年から2008年までの15年間で実現に取り組むことが正式に合意されてスタートした。AFTAを実現するための共通効果特惠関税（Common Effective

Preferential Tariff, CEPT) が 1993 年 1 月から開始され、その後 CEPT 最終関税率 (0~5%) の達成の目標年は累次前倒しされてきている。

現在は、2015 年末の ASEAN 経済共同体 (AEC) 発足に向け準備が進められている。

その他、RCEP (ASEAN++) など ASEAN と他のアジア・太平洋諸国との経済連携強化の動きにも積極的に取り組んでいる。

(3) 周辺国との連結性強化

経済成長戦略の関連でタイが特に重視しているのが、周辺国との連結性の強化である。AEC 発足を見据えれば、周辺国との連結性を向上させることで、インドシナ半島の中心に位置するタイの地政学的優位性をより一層活用することが、次なる成長ステージを目指す上では重要な課題となってくる。このため、インドシナ半島を貫く南部経済回廊、東西経済回廊、南北経済回廊の構築を目指している。また、南部経済回廊のミッシングリンクを解消すべく、バンコクから約 300km 西にあるミャンマーのダウエー開発を日本とも協力してミャンマー政府と共に積極的に進めようとしている。

13 経済協力

1 日本の援助実績

- (1) 有償資金協力 なし (2014 年度)
- (2) 無償資金協力 1.69 億円 (2014 年度, E/N ベース)
(一般無償資金協力については、1993 年度を以て卒業)
- (3) 技術協力実績 17.43 億円 (2014 年度, JICA 事業分実績ベース)

14 二国間関係

1 総論

日タイ両国は 600 年にわたる交流の歴史を持ち、伝統的に友好関係を維持している。近年は両国の皇室・王室間の親密な関係を基礎に、政治、経済、文化等幅広い面で緊密な関係を築いており、人的交流はきわめて活発である。タイにおける在留邦人は 64,285 人 (2014 年 10 月)、タイへの日本人渡航者は約 126 万人 (2014 年)、バンコク日本人学校生徒数は 3,064 人、シーラチャー日本人学校生徒数 358 人 (2014 年 4 月) に上る。

ハイレベルでの交流に関しては、2013 年 1 月に安倍総理が就任後初の外国訪問先の一つとしてタイを訪問し、日タイ首脳会談にて「戦略的パートナーシップ」の更なる発展、協力関係の強化等を確認するとともに、プミポン国王に拝謁した。2014 年 5 月の政変後、同年 8 月、プラユット政権が発足し、同年 9 月、国連総会 (於：米国) の際、日タイ外相会談が実施された。また、同年 10 月、城内外務副大臣がタイを訪問してプラユット首相を含む新政権要人と意見交換を行ったほか、同月、アジア欧州会議 (ASEM) 第 10 回首脳会議 (於：イタリア) の際、日タイ首脳会談が実施された。更に、2015 年 2 月、プラユット首相は首相として初めて訪日し、同年 3 月には国連防災世界会議、同年 7 月には日メコン地域諸国首脳会議に出席するため、それぞれ訪日し首脳会談を実施 (7 月には日タイ外相会談も実施) された。2016 年 5 月には岸田外務大臣が訪問し、プラユット首相、ソムキット副首相、ドーン外相と会談した。2017 年 3 月、天皇皇后両陛下は、2016 年 10 月に崩御したプミポン国王を弔問するため、タイを御訪問された。2016 年 8 月、第 13 回外務・防衛当局間 (PM) 協議及び第 13 回防衛当局間 (MM) 協議がバンコクにおいて開催された。

2 経済関係

1980年代後半以降、日本企業は円高を背景に積極的にタイに進出し、タイの経済成長に貢献。現在、在バンコク日本人商工会議所への加盟企業は2016年2月現在1,701社を数える。1997年7月に顕在化した通貨経済危機に関し、日本は大規模な資金的・人的協力を実施。2007年、日タイ経済連携協定の発効により、両国の経済関係の更なる緊密化が期待される。またメコン地域開発を進める上での日本の重要なパートナーである。

(1) 日本からタイへの輸出入

(ア) 貿易額 (財務省貿易統計, 単位: 億円)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
輸出 (タイへ)	24,777	26,647	30,093	30,515	20,697	29,937	29,885	34,889	35,072	33,198	33,870	27,744
輸入 (タイから)	17,175	19,639	21,536	21,522	14,952	18,400	19,532	18,857	21,503	22,995	24,711	21,896

(イ) 主要品目

タイから日本への輸出: 天然ゴム, 自動車・同部品, コンピュータ・同部品

タイの日本からの輸入: 機械・同部品, 鉄・鉄鋼, 自動車部品

(2) 日本からタイへの直接投資 (タイ投資委員会, 認可ベース)

795.9億バーツ (2016年)

(2016年, 日本はタイにとって外国直接投資額のうち22%を占める最大の投資元)

(3) インフラ

タイにおけるインフラ海外展開として、日本は高速鉄道・都市鉄道整備をはじめとする各種案件について官民を挙げて売り込みを実施している。高速鉄道については、2012年締結された日タイ政府間のMOIに基づく鉄道ワーキンググループにおいて実務的な協議を実施しているほか、都市鉄道については、都市鉄道新線パープルラインの鉄道システム及びメンテナンス事業を日本企業連合が受注した。種々のインフラ・プロジェクトについて協議を進める中で、タイのような中進国でのインフラ海外展開では、価格面も含め相手国のニーズへの柔軟な対応の重要性が強く認識されるようになってきている。また、インラック政権は、2020年までの7年間のインフラ整備予算として、GDPの約20%に匹敵する総額約2兆バーツの予算案策定を進めていたが、NCPOによる軍政の下では、在来鉄道複線化

や都市鉄道・道路整備等、直近で優先度の高いものに絞り込む動きがみられる。

(4) 観光

観光客誘致・人的交流については、2013年7月、日ASEAN友好協力40周年を契機として、我が国は、タイ国民の短期滞在者に対して、ビザ免除措置を開始した影響もあり、日本を訪れたタイ人が2013年は約45万人（対前年比74%増）、2014年は約65万人（同45%増）、2015年は約80万人（同21%増）、2016年は約90万人となり、引き続き、増加傾向が続いている。また、2013年にタイを訪れた日本人は約153万人となったが、2014年は政治情勢の影響を受けてタイを訪問する日本人は約127万人となり、2015年は約138万人、2016年は約143万人となった。

(5) 地方自治体の動き

近年では、我が国の地方自治体によるタイとの関係を構築しようとする動きが見られる。2014年は、14道県の知事、副知事が、観光客誘致及び食品輸出促進のためのトップセールスや県内中小企業の進出支援などのためにタイを訪問した。この背景には、東南アジア諸国の経済成長に伴うマーケットの拡大と共に、中国への進出を巡る環境の変化に伴う売り込み先の多角化の他、昨年7月に実施された短期査証免除措置による訪日タイ人観光客の増加、地方でも引き続き中小企業を中心とする企業の海外進出が続いている事などが挙げられる。

3 文化関係

(1) 総論

2013年は、日ASEAN友好協力40周年を記念し、様々なレベルにおいて日タイ間での交流活動が行われ、双方向の二国間関係が一層強化された年となった。4月、アジアにおける文化交流の強化に資する具体的な方策の検討を行うことを目的に、安倍総理の下に「アジア文化交流懇談会」が立ち上げられ、7月には各界著名人から成る同懇談会一行がバンコクを訪問し、タイ側の文化人、有識者等と意見交換を行った。同懇談会の政策提言に基づき、12月には、日ASEAN特別首脳会議において、新しいアジア文化交流政策の実施が発表され、今後の文化・教育・スポーツ分野における日タイ間での交流強化に拍車をかけることになった。

(2) 日本語教育

タイ国内の日本語学習熱は高く、日本語学習者は約13万人、日本語教育機関は460機関以上あり、共に増加傾向にある（2012年度日本語教育機関調査）。上述のアジア文化交流懇談会の政策提言に基づく形で、2014年度から「日本語パートナーズ派遣事業」が開始され、タイにおける日本語教育の質的量的向上が期待されている。

(3) 青少年交流

青少年交流事業においては、JENESYS2.0による交流事業の他、「青年の船」のタイ寄港や、サッカー交流、子供親善大使等、各種訪問団により、タイの若者との交流が図られた。

4 在留邦人数

70,337人（2016年10月）

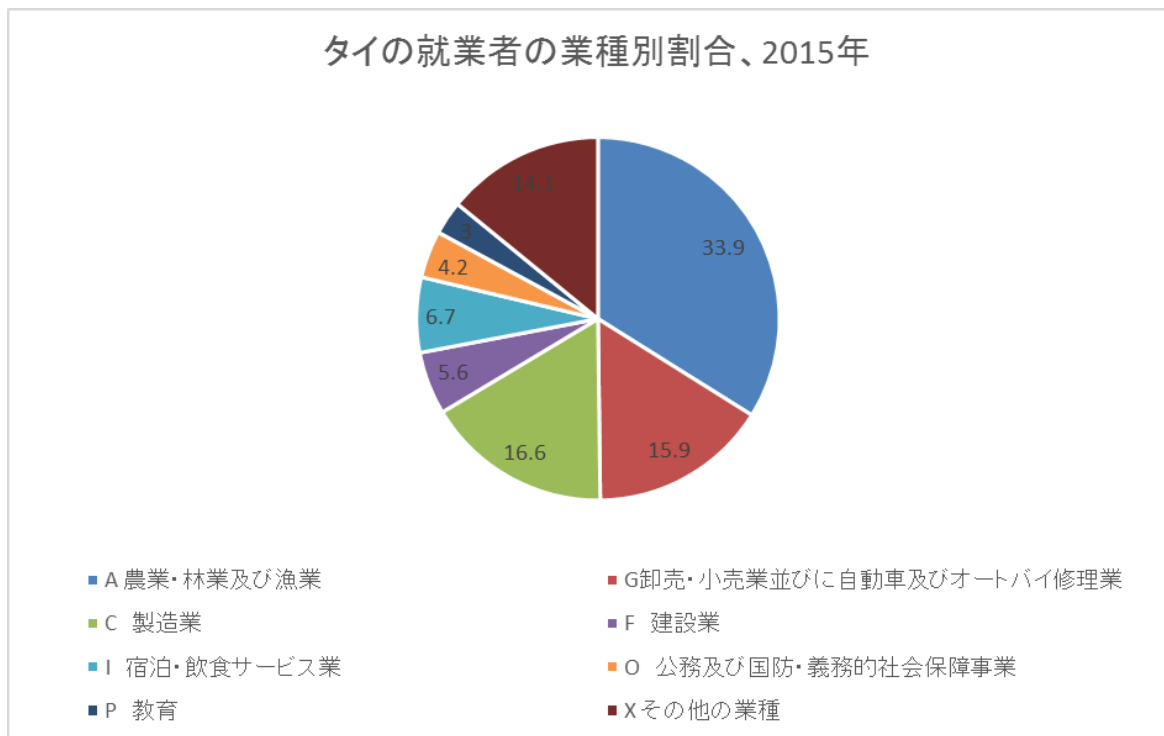
5 在留当該国人数（短期滞在除く）

47,647人（2016年12月：外国人登録者）

6 要人往来（2005年以降）（省略。必要がある場合には外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1>を参照されたい。）

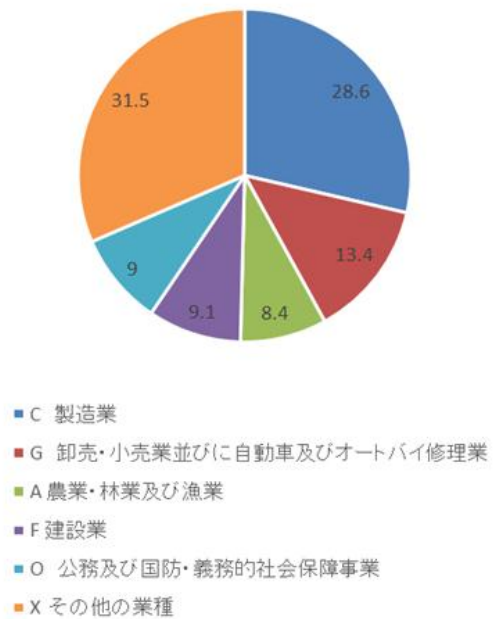
（参考1 タイの就業者数及び雇用者数の業種別割合：資料出所：ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年11月現在)

2015年のタイの就業者の業種別割合		
業種	割合（単位：％）	就業者数（単位：千人）
A 農業・林業及び漁業	33.9	13,006
G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	15.9	6,111
C 製造業	16.6	6,365
F 建設業	5.6	2,165
I 宿泊・飲食サービス業	6.7	2,585
O 公務及び国防・義務的社会保障事業	4.2	1,610
P 教育	3	1,165
X その他の業種	14.1	5,323



2015年のタイの雇用者の割合		
業種	割合(単位:%)	雇用者数(単位:千人)
C 製造業	28.6	5,060
G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	13.4	2,329
A 農業・林業及び漁業	8.4	1,482
F 建設業	9.1	1,606
O 公務及び国防・義務的社会保障事業	9	1,603
X その他の業種	31.5	5,637
計(上記に計上した以外の業種を含む。)	100	17,717
以上小計		12,080

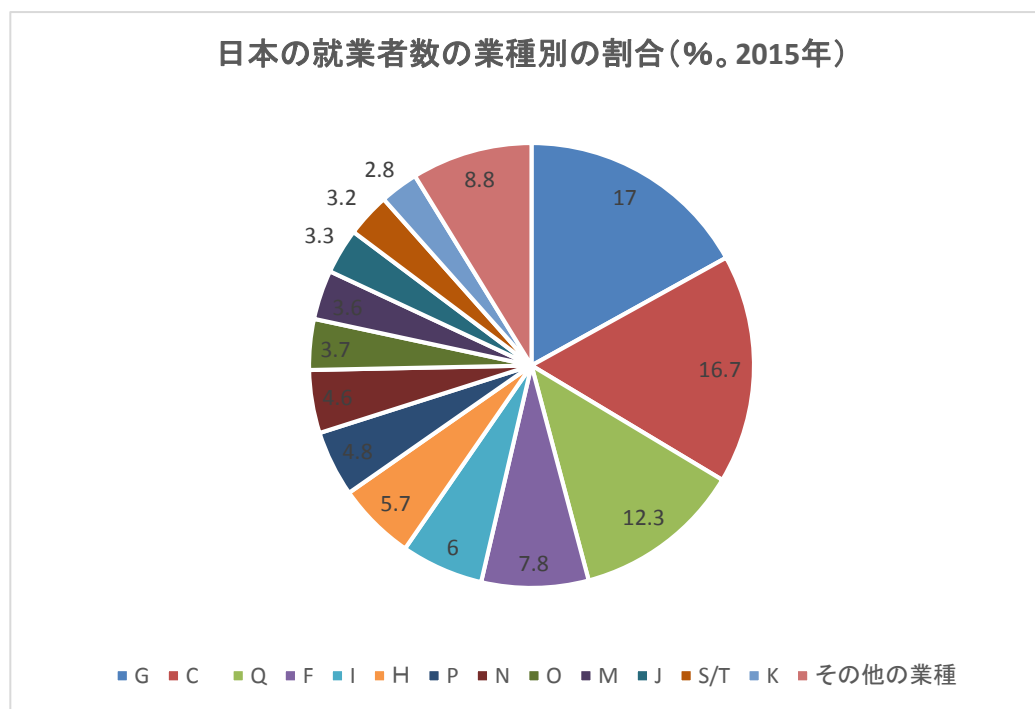
タイの雇用者の業種別割合%、2015年



(参考2 日本の就業者数及び雇用者数の業種別割合：資料出所：ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2016年11月現在)

○日本の就業者の業種別割合

日本の就業者数(多い順)	2015年割合%	2015年人数(単位:千人)
G	17	10,830
C	16.7	10,620
Q	12.3	7,840
F	7.8	5,000
I	6	3,830
H	5.7	3,660
P	4.8	3,030
N	4.6	2,940
O	3.7	2,340
M	3.6	2,140
J	3.3	2,090
S/T	3.2	2,060
K	2.8	1,800
その他の業種	8.8	5,580



(資料作成者注：上記の表の国際業種分類改訂第4版 (Rev. 4) については、次のとおりである。以下雇用者数の業種別についても同じ。)

業種別(日本の就業者数の多い順)Rev.4

G; 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業

C; 製造業

Q; 保健衛生及び社会事業

F; 建設業

S; その他のサービス業

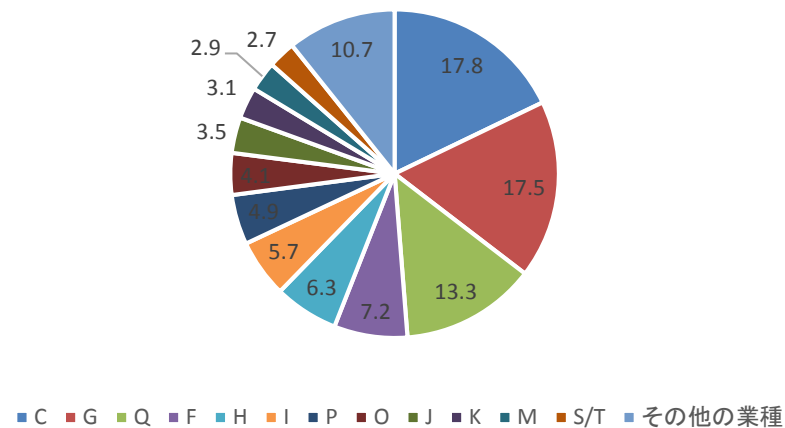
T; 雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動

I 宿泊・飲食サービス業
 H 運輸・保管業
 P;教育
 R;;芸術・娯楽及びレクリエーション
 O;公務及び国防・義務的社会保障事業
 M;専門・科学・技術サービス業
 J;情報通信業
 K;金融・保険業
 N 管理・支援サービス業

○ 日本の業種別雇用者数及びその割合

業種(多い順)	2015年の割合(%)	2015年の人数(千人)
C	17.8	10,060
G	17.5	9,850
Q	13.3	7,510
F	7.2	4,070
H	6.3	3,530
I	5.7	3,240
P	4.9	2,780
O	4.1	2,340
J	3.5	2,000
K	3.1	1,770
M	2.9	1,660
S/T	2.7	1,530
その他の業種	10.7	6,060
合計		56,400

日本の雇用者数の業種別割合(2015年、%)



(以下の第Ⅱから第Ⅷ部までの資料出所：特記しない限り、タイ労働省労働保護福祉局(DLPW)発行、NATIONAL PRPFIL ON OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH OF THAILAND 2015)

第Ⅱ部 労働災害発生状況

過去数十年間におけるタイ国の経済の発展は、産業の成長及び多様性を増進させた。しかしながら、そのような発展は、同国が著しい繁栄をとげることを促進したにもかかわらず、労働安全衛生（OSH）を含む広く多様な分野で新たな課題をもたらした。特に、次の二つの大きな労働災害は、同国における労働安全衛生に対する取組みを抜本的に強化する契機となったとされている。

1964年	サムトプラン県の蓄電池製造工場労働者に様々な重篤度で発症した41人のマンガン中毒の勃発があり、労働安全衛生問題の認識をもたらした。
1993年	ナコンパシン県の人形製造工場火災が発生し、その結果188人の死者と481人の負傷者が生じた。この悲劇的事件は、タイ国の歴史上最悪の産業災害であると考えられている。

労働省及び国家統計事務所のデータによれば、タイ国では1,363万人の被雇用者（英語ではemployee。以下「労働者」と訳す。）が、労働省の社会保障事務所（SSO）に登録されており、これらの者は、社会保障制度の下でカバーされていた。加えて、国全体では422,748の事業所があった。2014年における労働災害及び負傷に関する統計（労働者補償基金の事務所（Office of Workers Compensation Fund（以下「Workers Compensation Fund」については「WCF」という。）による非公式報告に基づくもの）を考慮すると、労働者は、有害な作業による被害を受けやすく、職業性障害の高いリスクに直面していることが示されている。労働者補償基金(WCF。以下「WCF」という。）で保護されている913万人の労働者のうち、100,392人が労働災害・傷害にあると決定されており、その2014年における災害・傷害の程度は、次のとおり分類されている。

（注：以下の「イタリック体での表記は、訳者が文意を補足するために加えたものである。」）

○2014年の労働災害発生状況

(程度)	(件数)
—3日以下（注；原文では「<」で表記されていたが、本来であれば、「≤」が使われるべきであろう。ここでは「以下」と訳しておく。）の休業	68,940
—3日を超える休業	29,328
—組織の喪失を伴うもの	1,485
—身体障害を伴うもの	14
—死亡	625

給付された労災補償額の合計は、12億8410万タイバーツ（THB）（労災請求中のもの及び2014年末までに決定されていないものは含まれない。）であった。2002年－2004年の労働災害・傷害と比較すると、WCFで保護されている労働者の数は年々増加しているが、その一方、傷害に至る傾向（すべてのケース及び重篤なケース）は、明らかに減少している。

（これらの詳細については、別途表示される表2-1～2-6及び図2-1を参照されたい。）

○2015年における労働災害発生状況（資料出所：2016年10月～11月にかけて開催された国際協力機構（JICA）主催、中央労働災害防止協会技術支援部国際センターが受託実施した“JICA KNOWLEDGE CO-CREATION PROGRAM, IMPROVEMENT OF POLICY ON OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH-FROM POLICY DEVELOPMENT TO IMPLEMENTATION MEASURES”（JICA知識共同創造プログラム、労働安全衛生政策向上—制度構築から具体的対策まで）におけるタイ王国からの参加者による国別報告（Country Report））

2015年における労働災害の総数は、休業3日以下のものが68,940件、3日を超える休業のものが29,328、組織の喪失を伴うものが1,485件、身体障害を伴うものが14件、死亡災害が625件とされている。

2006年から2015年までの労働災害発生率については、次の統計表のとおりである。

Occupational injuries Trend			
Year	All Cases (per 1,000 workers)	Severe Cases (per 1,000 workers)	Deaths (per 100,000 workers)
2006	25.56	7.02	10.11
2007	24.29	6.67	9.05
2008	21.70	6.08	7.53
2009	18.82	5.40	7.52
2010	17.92	5.22	7.57
2011	15.76	4.61	6.70
2012	15.37	4.52	4.41
2013	12.57	3.95	7.13
2014	10.98	3.43	6.60
2015	10.25	3.19	6.16

（訳者注：左記の統計表にある傷害の種別について、英語原文—日本語仮訳を次に掲げた。）

英語原文	日本語仮訳
All Cases(per 1,000 workers)	すべてのケース（労働者1,000人当たり）
Severe Cases (per 1,000 workers)	重篤なケース（労働者1,000人当たり）
Deaths(per 100,000 workers)	死亡（労働者100,000人当たり）

（原典の英文による説明の日本語訳）

労働者補償基金事務所、社会保障事務所、2006—2015年までから作成された。

(訳者注：日本との比較：

- 2015年における日本の全産業死傷者数（休業4日以上及び死亡災害）の年千人率は、2.3である。（資料出所：厚生労働省労働者死傷病報告及び総務省労働力調査から厚生労働省が算出したもの）
- また、2015年における雇用者100,000人当たりの死亡災害件数は、この資料作成者の試算（厚生労働省による死亡労働災害者数及び上記の総務省労働力調査結果から試算したもの）では、1.72である。）

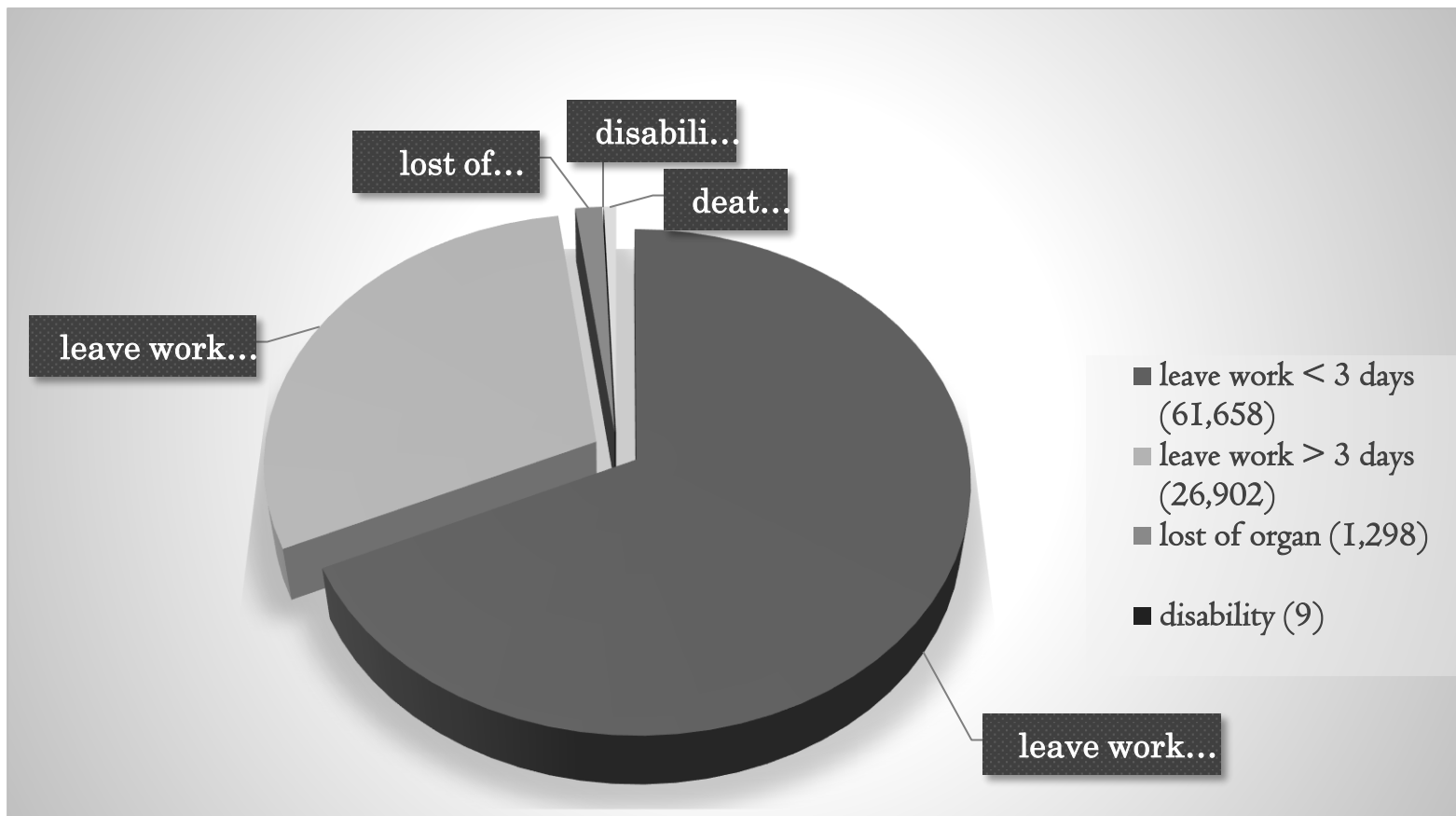
○2016年の労働災害発生状況（資料出所：2017年10月～11月に実施されたJICA研修“Training on Improvement of Policy on Occupational Safety and Health”（労働安全衛生政策の改善に関する訓練）におけるタイ王国からの参加者によるカントリーレポートによる。）

① 2016年における労働災害発生数は、次の表のとおりである。

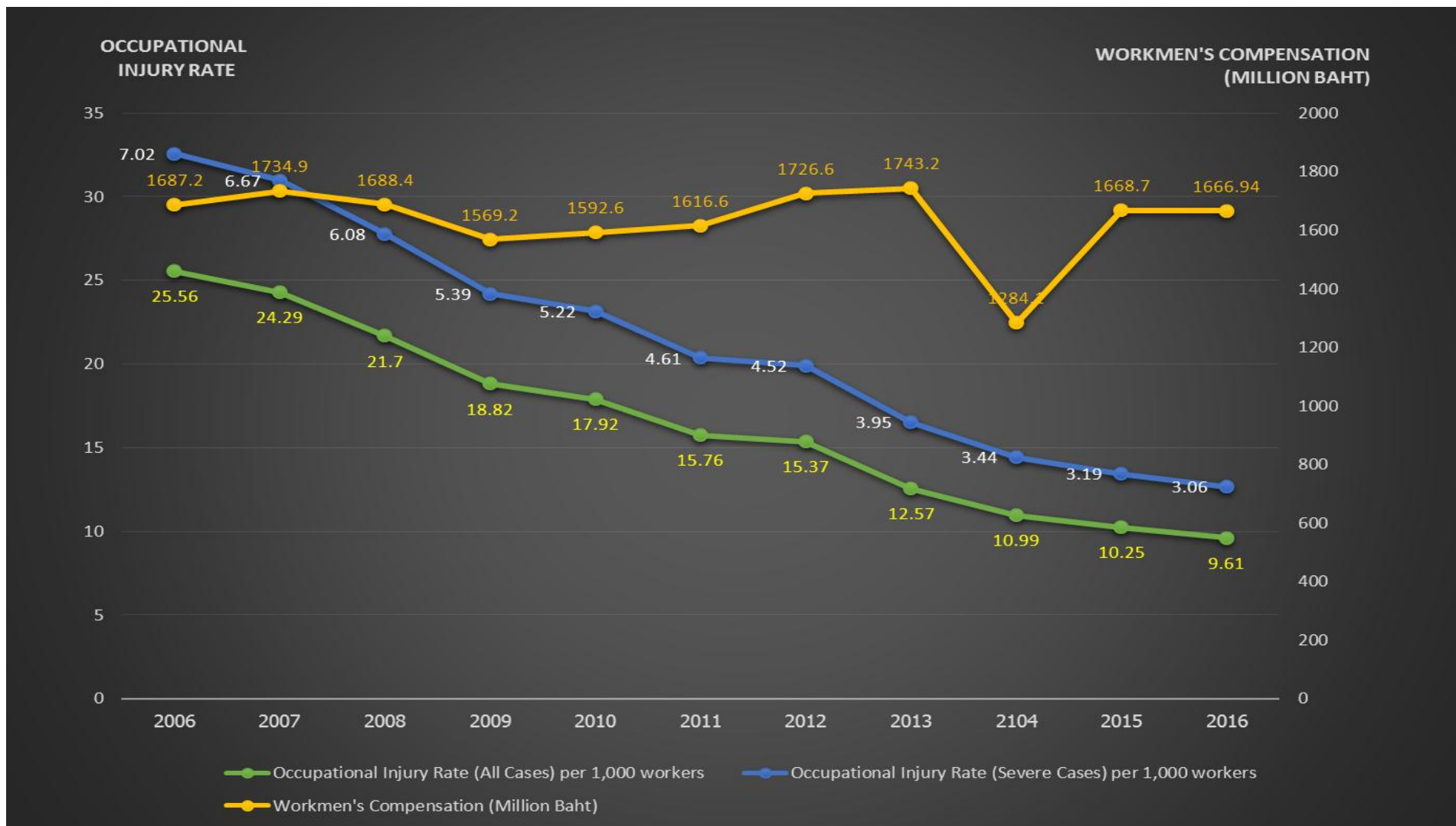
種別（英語原文）	左欄の日本語仮訳	件数	資料出所
Workplace accidents and injuries**	職場での労働災害の合計	90,451	**社会保障事務所（2016年）
Leave work < 3 days	休業3日以下（？）の災害	61,658	
Leave work > 3 days	休業3日を超える災害	26,902	
Lost of organ	組織の喪失を伴う災害	1,298	
Death	死亡災害	584	

(訳者注：上記の表では件数を足し合わせても数字が若干一致しないが、原典の数字をそのまま引用した。)

次の円グラフも参照されたい。



② 2006年から2016年までの労働災害発生率及び労災補償の総額は、次のグラフのとおりである。



(訳者注：上記のグラフにおいて、

- ・ 緑色線は、労働者 1,000 人当たりのすべての災害の発生数（率）を示す。
- ・ 青線は、重篤な災害の労働者 1,000 人当たりの発生数（率）
- ・ 黄色線は、労災補償の総額（単位：百万バーツ）

をそれぞれ示している。

③ 2016年のタイの労働災害発生率と日本の発生率との比較

労働災害発生年千人率では、すべてのケースで9.61、重篤なケースで3.19（日本の休業4日以上及び死亡災害の合計の発生率については2.2）であり、労働者10万人当たりの死亡率は2016年データが得られていないので、2015年では6.16（日本の試算したデータは1.69）であるので、日本の労働災害発生率よりは高いと推定される。

第三部 労働安全衛生を所管する政府機関

3.1 政府の機関

労働安全衛生問題に関与している主要な政府の省は、労働省、公衆衛生省及び工業省である。

3.1.1. 労働省

タイ国労働省は、労働安全衛生問題を含む労働保護に関して重要な役割を担っている政府機関である。労働省は、法的な課題を立法し、施行し、及び運営するとともに、労働安全衛生及び福祉を促進する機能と責任を有する。労働安全衛生に関する法令及び関連する基準は、規定され、施行されて、監視、監督によって要求された遵守が確保されている。

同時に、労働条件及び環境の改善が、作業場における安全と健康を保障するため精力的に推進されてきた。加えて、回復及びリハビリテーションプログラムが、労働者を職業上の傷害から守るために開発されてきた。労働省の下で、労働安全衛生の業務のための責任ある機関は、労働保護福祉局(DLPW)及び社会保障事務所(SSO)である。

3.1.1.2 労働保護福祉局 (DLPW)

労働保護福祉局は、労働安全衛生の分野で、研究及び調査そして能力の向上を含むこれらの促進のための権限を与えられてきた。

労働保護福祉局の下で、直接の責任のある機関は、労働安全衛生部(OSH Bureau)とされている。労働安全衛生部は、従来の二つの機関；労働安全衛生監督課(OSHID)並びに労働条件及び環境の改善のための研究所(NICE)を統合して、組織の改編とともに労働保護福祉局の所管の下で、発足した。その設立の目的は、労働安全衛生行政の使命を支援して、より組織的、効率的なものにするため、そのサービスを12カ所の地域労働安全衛生センターに分掌させることによって機能させるとともに、作業の冗長さを減少させ、また、ネットワークへの参加を強調し、並びに自らの母体となる機関が国家政策目標「労働者のためのまっとうな安全衛生及び環境(“Decent Safety and Health for Workers”）」を駆動させて最終的な成果を獲得するように行動することである。労働安全衛生部の設立は、官報で宣言され、2009年12月11日から効力を持った。

3.1.1.3 労働安全衛生部

次の権限と機能を有する。

- 1) 労働安全衛生基準を設定し、開発すること。
- 2) 雇用者(employer;以下「事業者」と翻訳する。)、労働者、関係する個人、法務担当者又は関係する機関を監視、監督し、労働安全衛生法令が遵守されるようにすること。

- 3) 労働安全衛生法令及び基準の下で規定された、権限、登録及び活動又はサービスの監督に関するサービスを提供すること。
- 4) 労働安全衛生保護、監督及び管理対策のためのシステムを開発すること。
- 5) 労働安全衛生情報技術システム及びネットワークを開発すること。
- 6) 労働安全衛生の問題を同定するために研究及び調査を行い、労働安全衛生法令及び基準のさらなる採択をするための適切な手段を開発すること。
- 7) 労働安全衛生ネットワークを開発し、及びそれへの参加を促進すること。
- 8) 関連する機関の機能を調整し、又は支援すること。

労働安全衛生サービスは、中央及び地域に設立された 12 カ所の地域労働安全衛生センターを通じて提供される。加えて、県のレベルにおける労働安全衛生行政及び法的問題を考慮して 76 の県労働保護福祉事務所が置かれている。バンコク首都圏（BMA）では、そこが担当する地域における業務を考慮して、10 か所の労働保護及び福祉事務所が置かれている。

3.1.1.4 社会保障事務所（SSO）

社会保障法（仏歴 2533 年（西暦 1990 年））によって設立され、タイ国民の生活上の安全と安定をもたらす狙いを持って、そのための社会保障基金（SSF）を管理している。社会保障基金（SSF）が対応する分野は、いくつかのタイプに分類される：病気、妊娠、身体障害、死亡、児童手当、老齢及び失業である。タイ国の労働者は、作業場の内外両方の負傷、疾病及び死亡をカバーする補償計画に係る資格が与えられている。

これに加えて、社会保障への拠出として、事業者は、労働者の年間の報酬の一定の割合を WCF に支払うことが求められている。

WCF は、労働災害及び傷害の犠牲者である労働者を、補償及び他の恩恵の観点において保護するために 1974 年に設立された。初期の段階では、バンコクだけで、20 人以上の労働者を有する企業をカバーしていた。後に、1976 年から、同基金は、カバーする地域を順次拡大することを始めて、最終的には、1988 年に国の全県をカバーした。1990 年に、WCF は、社会保障事務所に移管された。1993 年から、カバーする範囲は、10 人以上の労働者を有する企業に拡大された。しかしながら、2002 年 4 月以来、労働者補償制度は、国全体を通じて、1 人以上の労働者を持つ企業に拡大された。

3.1.1.5 労働者補償基金事務所

社会保障事務所（SSO）の内部の組織単位で、労働者補償法（仏歴 2537 年（西暦 1994 年））に沿った様々な視点による役割と責任を有する。これらは、WCF への支払の率の分析、労働者及び事業者の支払及び補償に関する申立ての管理、そして同法に規定されるとおり、労働安全衛生の促進を含む他の責務を含んでいる。

WCF は、労働者補償法の第 3 章第 28 条により、WCF が得た利息の最高 22% までを労働安全衛生プログラム及び傷害を受けた労働者のためのリハビリテーションプログラムに使用することが許容されているとおり、労働安全衛生プログラムに対して実質的な財政的支援を与えている。労働安全衛生プログラムへの支援は、政府、事業者及び労働者の組織や大学が実施する研究、セミナー及び訓練コースへの資金援助を含んでいる。財政支援が与えられることになる労働安全衛生プログラムの選択は、WCF に置かれている三者構成の委員会の責任である。

3.1.2. 公衆衛生省

タイ国公衆衛生省は、国の公衆衛生問題に責任を持つ主要な政府組織である。同省は、さらに、技術的な構成単位及びヘルスケアネットワークシステムを通じて、

全ての部門で、労働衛生サービスのような労働安全衛生における役割と機能を持っている。労働衛生活動に責任のある主要な技術的構成単位は、疾病管理局（以前は、保健部労働衛生課）の下における職業性環境性疾病部である。

職業性及び環境性疾病局の主要な機能は、次の事項を含む。

- 1) 政策を策定するために研究又は調査を行って、労働衛生サービス及び管理のために基準及びガイドラインを策定すること。
- 2) 労働衛生及び安全の監視システムさらには職業性疾病及び作業関連疾病の予防及び管理のための適切な対策を決定し、及び策定すること。
- 3) 労働衛生の知識及び技術を移転して、公共、私的、地方行政組織及び一般の人々に対する当該部局の監視システムを促進すること。
- 4) 職業性疾病及び作業関連疾病の監視及び予防のための機構及びネットワークの発展を調整し、及び支援すること。
- 5) 職業性疾病及び作業関連疾病の医学的診断及び処置に関する知識を開発し、及び移転すること。
- 6) 合同して、想定された業務を実施し、及び関連する機関を支援すること。

3.1.3. 工業省

タイ国工業省は、工場の設立及び操業の許可を行い、産業の設置の安全性に関する法律を所管し、法の遵守を保障するための査察を実施し、そして許可を更新する。労働安全衛生に関連する機関は、産業活動局（DIW）である。

査察を通じて、DIW は、産業活動が、労働者及び環境にとって安全であることを保障する決定的な役割を果たしている。この業務に責任のある行政部局は、安全工学部、有害物質管理部及び産業クラスター部である。

安全工学部は、次のとおり要約される役割と責任を持つ技術機関である。

- 1) 産業安全プログラムの発展のための調査/分析を実施する。
- 2) 産業安全政策、行動計画及び手順の基準を樹立する。
- 3) 産業安全の能力及び効率を促進し、及び支援する。
- 4) 産業安全監督、監視及び事後措置を実施する。
- 5) 有害物質のある工場について、予防及び管理対策に関する調整を行う。
- 6) 産業安全活動の実施に当たり、組み入れられた認証機関を監視し、及び指揮する。
- 7) 産業安全に関する技術的なマニュアル/ガイドラインを開発して、実行のために関係者に配布する。
- 8) 共同して予定された業務を行い、関連する機関を支援する。

有害物管理部は、揮発性物質の予防及び使用に関する法的な遵守を確保する責任を有し、化学的な傷害さらにはその影響の予防及び管理を行うための様々な対策を策定する。同部は、さらに産業活動に関する国際的な合意を開発するに当たり、そこに参画して中心的な接点として機能する。

産業クラスター部は、有害な物質の使用についての法的な遵守を保障し、及び揮発性物質の使用を抑制する責任がある。

第IV部 労働安全衛生及び環境の法規制

1972年に、最初のタイ国の労働安全衛生法令が、「労働保護に関する革命部隊公示第103号」の下で施行された。また、様々な労働安全衛生の視点からの一連の通知が、この公示の下で公布された。後に、仏歴2541年（西暦1998年）の労働保護法が発布され、上述した公示に置き換わった。同法上の特別の章「第8章 労働安全衛生及び環境」によって、同法は、労働安全衛生規制のためのより良い基盤となった。労働安全衛生に関するいくつかの省令が、同法の下で制定、施行された。タイ国における労働安全衛生法の顕著なマイルストーンは、「仏歴2554年（西暦2011年）の労働安全衛生及び環境法」（以下「OSH Act」という。）の公布であり、同法は、2010年12月の内閣の決議によって補強され、2011年7月16日以降効力を持った。関係行政組織の下での労働安全衛生に関連する法令は、次のとおり要約される。

4.1. 労働省労働保護福祉局（DLPW）の下での労働安全衛生及び環境に関する法律

4.1.1. 仏歴2554年（西暦2011年）の労働安全衛生及び作業環境法

OSH Actの主要な核心は、次のとおりである。

第1章 OSH Actは、事業者（原文では“employer”）に対して労働者に安全で衛生的な作業条件及び環境を与えること、そして事業者は、そのような規定に関連する支出に責任を負わなければならないことを規定している。

第2章 OSH Actは、企業（原文では“establishment”）が、労働安全衛生基準に適合して、労働安全衛生の運営、管理及び実施を行うことを要求している。

第3章 OSH Actは、政府の各部門、事業者、労働者から各8人の代表者並びに5人の労働安全衛生専門家、合計29人から構成する労働安全衛生及び環境委員会が置かれなければならないことを要求している。この委員会は、OSH Actの実施のための省令、告示又は規則の発布に際して大臣に意見を提出する権限が与えられており、さらに労働安全衛生政策、作業計画及び対策に関して労働大臣に対して意見を提出する権限が与えられている。加えて、労働安全衛生及び環境委員会は、労働安全衛生の推進に関連する政府機関に対して意見を提出する権限を与えられている。

第4章 OSH Actは、事業者が、危険有害要因の事前評価を行い、また、作業環境が労働者に及ぼす影響を調査するとともに、労働安全衛生作業計画及び労働者の管理及び監督の計画を準備しなければならないことを規定している。加えて、雇用者は、危険有害要因の事前評価及び影響調査の結果並びに労働安全衛生作業計画及び労働者の管理及び監督の計画を労働保護福祉局（DLPW）に提出することを義務づけている。

第5章 OSH Actは、労働安全衛生に関する問題に関して、監視し、映像及び音を記録し、及び事実を質問し、調査し、企業に対して労働安全衛生法に違反する行為をやめるように求め、並びに企業に対して是正・改善し、又は法律に適合して実施することを要求する権限を設けている。

第6章 OSH Actは、安全衛生環境基金が、労働安全衛生基金管理委員会によって指示され、政府の各部門からの5人の代表者、同等の立場で事業者及び労働者から（各5人）の合計15人から構成され、設置される旨規定している。また、労働安全衛生基金は、タイ政府から授与された資金、罰金/罰則のような様々な資源からの運営資金、政府の補助金、寄附金、投資からの利益によって設立・運営されなければならないことを規定している。さらに労働安全衛生基金は、労働安全衛生促進キャンペーン/プロジェクト、調査研究のような労働安全衛生分野の運営及び活動、そして、企業の労働安全衛生の改善のための融資のための基金として機能しなければならないことを規定している。

第7章 OSH Actは、労働安全衛生に関する促進、対策の策定の支援に責任があり、並びにタイ国における労働安全衛生の研究を実施する労働安全衛生及び環境

研究所があるべきことを規定している。

第8章 OSH Act は、労働安全衛生法に違反したか、又は遵守することに失敗した事業者は、最大1年以下の投獄又は80万パーツを超えない罰金あるいは両方の処罰が科されることを規定している。

OSH Act の経過措置規定は、同法を実施するための省令、公示又は規定が発行されていない期間においては、労働保護法（仏歴2541年（西暦1998年））の第8章の規定の下で発行された省令が、準用して適用されることを規定している。

それゆえ、2015年3月の時点で、OSH Act の経過措置規定の下で依然有効な労働保護法に基づく省令、また、OSH Act の下で新たに公布された一連の省令は、次のとおりである。

- (1) 密閉空間における労働安全衛生並びに作業環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2547年（西暦2004年）
- (2) 電離放射線に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2547年（西暦2004年）
- (3) 労働者の健康診断の標準及び方法並びにその結果を労働監督官に伝達することを規定する省令、労働省、仏歴2547年（西暦2004年）
- (4) 潜水作業に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2548年（西暦2005年）
- (5) 熱、光及び騒音に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2549年（西暦2006年）
- (6) 労働安全衛生及び作業環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2549年（西暦2006年）
- (7) 建設作業に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2551年（西暦2008年）
- (8) 機械、クレーン及びボイラーに関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2552年（西暦2009年）
- (9) 労働安全衛生及び環境の運営及び管理のための基準を規定する省令(第2号)、労働省、仏歴2553年（西暦2010年）
- (10) 火災予防及び制圧に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2555年(西暦2012年)
- (11) 基本的な火災の制圧、火災訓練及び避難に関する訓練機関の基準及び標準に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2555年(西暦2012年)
- (12) 有害な化学物質に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2556年(西暦2013年)
- (13) 電気作業に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴2558年(西暦2015年)

グローバル化（地球規模化）の進展によって、焦点となった課題は、国際基準に適合する労働安全衛生の発展である。OSH Act の経過措置規定の下で依然有効な全ての省令は、効率性を強化するために再評価され、刷新されるであろう。さらに、施行の範囲は、女性及び児童労働の保護に関するより多くの視点並びに農業労働者及び家事労働者のようなインフォーマル部門の労働者の視点をカバーするために拡充されるであろう。

4.1.2. 労働保護法、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

OSH Act の公布は、結果として労働保護法に基づく下位法令である安全衛生関係法令の一部の廃止をもたらした。加えて、2011 年 7 月 16 日より前に未だ効力が発生していなかった一部の下位法令は、原則的に、施行ができなかった。しかしながら、労働保護法（仏歴 2541 年（西暦 1998 年））第 8 章（同法第 100 条から第 107 条までの規定は、仏歴 2554 年（西暦 2011 年）の労働安全衛生及び作業環境法の制定、施行によって廃止された。）の下で公布された省令は、4.1.1 の(1)～(9)に掲げたとおり、依然 OSH Act の経過措置規定の下で有効とされている。

前述した法律のほか、他の法律の下で規定されたその他の労働安全衛生及び作業環境法令は、次のとおりである。

1. 県企業関係法、仏歴 2543 年（西暦 2000 年）

— 県企業の最低の雇用基準に関する県企業関係委員会による公示、仏歴 2549 年（西暦 2006 年）

2. 家事労働者保護法、仏歴 2553 年（西暦 2010 年）

3. 労働保護法、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）、改正（第 2）仏歴 2551 年（西暦 2008 年）

— 労働者の健康及び安全に有害になり得る作業に関する省令第 2、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

— 事業者が 18 歳未満の労働者に実行させることを禁止される作業に関する省令第 6 号、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

— 海上輸送及び物資の総合管理を行う労働者の保護に関する省令第 11 号、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

— 許容される荷重に関する省令、仏歴 2547 年（西暦 2004 年）

— 農業労働者の保護に関する省令、仏歴 2547 年（西暦 2005 年）

— 作業場における福祉施設に関する省令、仏歴 2548 年（西暦 2005 年）

4.2. 社会保障事務所（SSO）、労働省によって所管されている労働安全衛生及び作業環境に関連する法令

これらは、次のものを含む。

4.2.1 労働者補償基金法、仏歴 2537 年（西暦 1994 年）

4.2.2 その性質、労働条件又は作業関連因子によって分類される疾病に関する労働省による公示、仏歴 2550 年（西暦 2007 年）

4.3 他の省庁で所管されている労働安全衛生に関連する法令

これらの法律は、次のリストのとおりである。

4.3.1. 工場法、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）。工業省によって所管されている。

4.3.2. 有害物法、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）、改正第 2 号、仏歴 2544 年（西暦 2001 年）及び第 3 号、仏歴 2551 年（西暦 2008 年）、工業省、公衆衛生省、科学技術省、内務省、エネルギー省、天然資源環境省、運輸省、防衛省、農業協力省によって共同して所管されている。

4.3.3. 公衆衛生法、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）。公衆衛生省によって所管されている。

4.3.4. 国家環境保存法、仏歴 2535 年。天然資源環境省によって所管されている。

4.3.5. 建築物規制法、仏歴 2522 年（西暦 1979 年）、改正（第 2 号）仏歴 2535 年（西暦 1992 年）、改正（第 3 回）仏歴 2543 年（英歴 2000 年）、改正（第 4 回）仏

歴 2550 年（西暦 2007 年）。内務省によって所管されている。

4.3.6. 原子力平和利用法、仏歴 2504 年（西暦 1961 年）、改正（第 2 号）、仏歴 2508 年（西暦 1965 年）、改正（第 3 号）、仏歴 2543 年（西暦 2000 年）。科学技術省によって所管されている。

4.3.7. 災害予防緩和法、仏歴 2550 年（西暦 2007 年）。内務省によって所管されている。

4.3.8. 関連する地方の法律

上記の労働安全衛生関係法令に関するさらに詳細（関連する部分の英語—日本語対訳）については、別途示される次の資料を参照されたい。

OSH Standards	(タイ国の) 労働安全衛生の基準
---------------	------------------

第 V 部 労働安全衛生に関する国の政策、戦略及びマスタープラン

労働安全衛生の重要性は、タイでは、前述したとおり 1964 年にある工場で発生した 41 人の労働者におけるマンガン中毒以降、長く認識されてきた。その結果、労働安全衛生の課題は重要なものとして捉えられるようになり、第 2 次国家経済社会発展計画（1967—1971）に盛り込まれた。それ以来、労働安全衛生に関する政策とプログラムが実施されてきたが、これらは、次のように要約できる。

5.1. 政府の政策

2007 年 12 月 11 日に、タイ国政府（スラユッド・チュラノン将軍、当時の総理大臣、に指導されて。）は、労働省が提案した国家目標として、「労働者のためのまっとうな安全衛生を。（“Decent Safety and Health for Workers”）」に関する政策を公表する決議を採択した。これによれば、労働は、国の経済システムを強化し、また、2016 年までに積極的な貿易自由化を確実なものとするための重要な要因であることが認識されている。さらに、次の 7 つの目的を達成するためには、すべての関連する部門の協力が必要であると考えられている。

- 1) 労働者の作業の安全確保が、労働安全衛生及び環境に関する国のマスタープランの下で促進されるようになること。
- 2) 安全な環境の下でのすべての分野の労働があること。
- 3) 労働安全衛生に関する労働者の意識と知識は改善されること。
- 4) 労働災害・傷害の発生率が、継続的に減少するようになること。
- 5) 労働安全衛生に関する情報が、完全に労働者側から接近できるようになること。
- 6) 労働者が、効果的な健康安全監視システムの下で保護されるようになること。
- 7) 安全文化が、労働者の中で築かれるようになること。

5.2. 国家経済社会発展計画

第 11 次の国家経済社会発展計画（2012–2016）は、経済発展のためのロードマップとなる戦略的計画であると考えられている。この国家計画は、「国民は、調和を保ち、社会的な平等、公正そして変化に対応することへの免疫があること。」とのビジョンを有し、国の発展のための使命、目的、到達点、戦略及び指示が樹立されている。労働保護及び福祉のために、発展に向けた指針及び戦略として、職場における基本的な権利の促進、特に労働安全衛生や労働時間数について女性労働者と高齢労働者並びに障害のある労働者にとって差別的でなく、より機会が設けられていることに関して強調している。これらの課題の促進のための地域自体及び地域間の協力も、さらに奨励されている。労働の管理に関する必要な基準は、労働者の権利とともに、国際労働基準を遵守している労働保護を保障することを発展させ、又は改善させるべきである。

5.3. 労働安全衛生及び環境に関するマスタープラン

タイ国労働省は、労働保護福祉局により、タイ国における労働安全衛生の発展のための方向性を与えるために、労働安全衛生に関するマスタープランを発行した。以前の第 1 次マスタープランは、2001 年に発行され、2002–2006 の間を対象としていた。この第 1 次プランは、9 つの主要なトピックスからなり、これらは、労働安全衛生基準の開発、その実施、労働安全衛生行政機構、労働安全衛生保護の適用の拡充、労働安全衛生専門家の育成、労働安全衛生情報システム、労働安全衛生調査研究、労働災害・傷害の予防、労働安全衛生活動の促進である。第 1 次プランに続いて、2007–2011 を対象とする第 2 次マスタープランが策定された。この第 2 次プランの下で、労働安全衛生専門家の技術及び実践の拡充、労働安全衛生管理の効率性の改善、関連する部門での労働安全衛生に関する協力の奨励及び促進、労働安全衛生情報システムの発展及び発信を特別に強調しつつ、5 つの主要な戦略及び 33 のサブプロジェクトが、樹立された。第 2 次マスタープランの終了時に、第 3 次マスタープランが、労働安全衛生及び環境マスタープラン（2012–2016、第 1 次国家計画）として開発された。この第 3 次プランは、内閣によって承認された。

5.3.1 第 3 次マスタープラン、第 1 次国家計画の内容

国家労働安全衛生マスタープランの行政におけるコンセプトと原則は、行動計画及び過去の結果に対する計量的な再評価に基づいている。国家目標「労働者のためのまっとうな安全衛生を。 (“Decent Safety and Health for Workers”）」は、達成すべき主要な目標として、次の使命を定めた。

- 1) 労働安全衛生基準の確立又は開発
- 2) 問題となる労働安全衛生の課題の監視、管理及び追跡調査
- 3) 労働安全衛生活動の開発及び促進
- 4) 労働安全衛生マネジメントシステムの開発

第 3 次プランは、次のとおり 5 つの戦略課題（及び達成目標）をカバーしている。

戦略 1 効果的な労働安全衛生基準によって、労働保護を推進する。

達成目標

- 1) 事業者、労働者及び関連する組織が労働安全衛生基準/法令に従うこと。
- 2) 労働安全衛生基準/法令は、経済的及び社会的因子に適合して策定され、また、現在の労働安全衛生の状況に適用できるものであること。

戦略的取組み

- 1) 国際水準に適合した労働安全衛生基準/法令を開発する。
- 2) 効果的な労働安全衛生監督システムの監視、追跡調査及び開発を行う。
- 3) 労働安全衛生に関する革新事項を開発するための研究・調査を実施する。
- 4) 事業所が適切な労働安全衛生マネジメントシステムを実施することを促進し、奨励を行う。

戦略2 労働安全衛生ネットワークの能力を促進し、強化する。

達成目標

既存の労働安全衛生ネットワークが強化され、すべての関連する部門が含まれ、積極的に労働安全衛生活動に参画すること。

戦略的な取組み

- 1) すべての関連する部門をカバーする効果的な労働安全衛生ネットワークの樹立を奨励し、及び支援する。
- 2) 労働安全衛生ネットワークを発展させ、及び強化する。
- 3) 国際的な労働安全衛生ネットワークとの協力を志向することによって、ネットワーク普及を広げ、及びその能力を強化する。

戦略3 労働安全衛生の知識を発展させ、及び管理する。

達成目標

- 1) 労働安全衛生に関する知識の本体を管理するための効果的なシステムが開発され、十分に機能している。
- 2) すべての年齢層の人々のための労働安全衛生学習センターが、樹立されている。
- 3) 労働安全衛生の知識が、人口のすべてのグループに接近可能であるべきである。

戦略的取組み

- 1) すべての部門（それぞれの教育レベルごとの学生、また、登録、非登録の両方の労働者を含む。）を包含する、労働安全衛生に関する知識の本体を開発するための研究/調査を実施する。
- 2) すべての部門における労働安全衛生に関する技術的能力を増進し、及び築き上げる。
- 3) 労働安全衛生の情報と知識を分かち合うため、地域的及び国際的な両方で、関連する組織の間のネットワークを創造する。
- 4) 労働安全衛生学習センターを樹立する。

戦略4 労働安全衛生情報システムを開発する。

達成目標

労働安全衛生行政及びサービスを効率的に機能させるための情報技術システムを開発すること。

戦略的取組み

- 1) 労働安全衛生データベース及びネットワークを設立し、発展させ、及び統合する。
- 2) すべての部門で、労働安全衛生職員の情報技術及び能力を築き上げ、及び発展させる。
- 3) 労働安全衛生情報システム及びサービスを開発し、及び促進する。
- 4) 労働安全衛生情報の普及及び PR するためのコンピュータ及び意思疎通技術を利用する。

戦略 5 労働安全衛生行政の効果的なメカニズムを開発する。

達成目標

効果的な労働安全衛生行政を創造するため、政策、行政組織構造、計画、作業過程、手順、道具及び必要な資源を確立する。

戦略的取組み

- 1) 労働安全衛生行政を機能させ、及び労働安全衛生行動を集約するために効果的なメカニズムを開発する。
- 2) すべての関連する部門が、労働安全衛生行政及び行動に包含され、及び参画することを奨励する。
- 3) 労働安全衛生のための前向きの PR システムを開発する。
- 4) 労働安全衛生行政及び行動に責任を有し、統一性を持った自律的な機関を設立する。

計画（原文では“**plan**”）の監視、評価そして再点検は、1年に2回（事業計画（原文では“**project planning**”）の再評価は1年に1回）実施されなければならない。これらは、国家労働安全衛生及び環境委員会又は国家労働安全衛生政策課題「労働者のためのまっとうな安全と健康（“**Decent Safety and Health for Workers**”）」の行政管理委員会によって権限を与えられた小委員会又はワーキンググループによって実施されるであろう。

第3次プランは、労働安全衛生に関するプランが、労働省の労働安全衛生マスタープランと「労働者のためのまっとうな安全と健康（“**Decent Safety and Health for Workers**”）」のための行動計画を集約して策定されて以来、最初の国家マスタープランであると考えられている。行政的なメカニズム、戦略、監視及び評価方法は、国家政策課題のための行政管理委員会の下で、特別の小委員会又はワーキンググループによって樹立された。これらの小委員会又はワーキンググループは、20以上の関連する機関/組織からの代表者によって構成されている。

5.3.2 労働安全衛生及び環境に関する第4次マスタープラン（2017–2021）

労働保護福祉局は、労働安全衛生部によって、労働安全衛生及び環境に関する第4次マスタープラン（2017–2021まで。第2次国家計画）を策定し、実行に移している。第4次マスタープランの概要は、次のとおりである。（資料出所：2017年10月～11月に実施されたJICA研修“**Training on Improvement of Policy on Occupational Safety and Health**”（労働安全衛生政策の改善に関する訓練）におけるタイ王国からの参加者のカントリーレポートによる。）

英語原文	日本語仮訳
4 th Master Plan (2 nd National Plan), 2017 – 2021 <ul style="list-style-type: none"> 2nd Phase of “National OSH Agenda” “Decent Safety and Health for Workers” 	第4次マスタープラン（第2次国家計画）、2017–2021 <ul style="list-style-type: none"> 「国家労働安全衛生計画工程表」の第2段階 「労働者のためのまっとうな安全及び衛生」
<ul style="list-style-type: none"> ● Vision “Strives to build – up culture of prevention to promote safety and health of workers” ● 4 Strategies <ul style="list-style-type: none"> ● Strategy 1 Promoting and developing explicit knowledge on OSH ● Strategy 2 Developing preventive measures on OSH ● Strategy 3 Promoting collaboration/network on OSH ● Strategy 4 Developing effective mechanisms for OSH administration 	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジョン「労働者の安全衛生を促進するための予防の文化（カルチャー）を築き上げるために奮闘する。」 ● 4つの戦略 <ul style="list-style-type: none"> ● 戦略1 労働安全衛生に関するわかりやすい知識を促進し、及び開発すること。 ● 戦略2 労働安全衛生に関する予防対策を開発すること。 ● 戦略3 労働安全衛生に関する協力/ネットワークを促進すること。 ● 戦略4 労働安全衛生行政の効果的なメカニズムを発展させること。

また、**National OSH Project**（国家労働安全衛生プロジェクト）の概要は、次のとおりである。

英語原文	日本語仮訳
National OSH Project	国家労働安全衛生プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ● The Project “Safety Thailand” <ul style="list-style-type: none"> ● Aims to integrate collaboration to improve/strengthen the OSH performance of the country ● Initially, MOU was signed by 6 ministers: <ol style="list-style-type: none"> 1. Minister of Agriculture and Cooperatives 2. Minister of Industry 3. Minister of Interior 4. Minister of Labour 5. Minister of Public Health 6. Minister of Transport 	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト「安全なタイ国」 <ul style="list-style-type: none"> ● 国家における労働安全衛生の実践を改善し、強化するために協力を合体させることを狙いとし、 ● 最初にMOU（協定書）は6つの省によって署名された。 <ol style="list-style-type: none"> 1 農業及び協同組合省 2 工業省 3 内務省 4 労働省 5 公衆衛生省 6 運輸省

“Safety Thailand” Project (安全なタイプロジェクト)の主要な内容)

英語原文	日本語仮訳
<p>◆ Implementation of the project:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Short – term Action – emphasized on: <ul style="list-style-type: none"> • Safety in Construction Work • Fire Safety in the Workplaces • Chemical Safety ● Long – term Action – develop OSH administration, with the ultimate goal to achieve the sustainable “Culture of Prevention” on safety and health <p>Currently expanded to a network of 10 ministries, + 3 organization</p>	<p>◆ このプロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 短期的 行動は、次の点に重点を置く。 <ul style="list-style-type: none"> • 建設作業の安全 • 作業場における火災安全 • 化学安全 ● 長期的 行動は、安全及び衛生に関して持続する「予防の文化」を達成する最終的な目標を持って、労働安全衛生行政を発展させる。 <p>現在では、10 の省+3 つの組織に拡大している。</p>

第VI部 労働安全衛生関係団体

労働安全衛生及び環境に関連して、長い間、政府組織と密接に協力してきたいくつかの協会及び財団があり、それらは次のとおりである。

6.1. タイ労働安全衛生促進協会 (SHAWPAT)

1986年に、タイで最初の国家安全週間が立ち上げられたが、その組織委員会が、さらに毎年国家安全週間を実施するために労働安全衛生協会の樹立を勧告した。労働省（当時の）が国家における調整者として行動するとされた中で、設立が求められた労働安全衛生協会は、毎年の国家安全週間を組織するに際して参画するとされた。同協会は、このようにして、次の目的を持って設立された。

1. 職場における安全衛生を促進する。
2. 労働安全衛生に関する知識及び経験を宣伝する。
3. 労働安全衛生活動を促進し、及び実行するため、様々な公私の組織と調整を行う。
4. 職場における安全衛生を強化するため、様々な公私の組織の中で調整を行う。
5. 政治的なことには関与しない。

SHAWPAT は、1987年5月29日に登記された。その事務所は、バンコクの労働省労働保護福祉局内にある。

6.2. 職場における労働健康安全協会（OHSWA）

職場における労働健康安全協会は、次の目的を持って設立された。

1. 労働安全衛生の技術的知識を会員及び社会に対し奨励する。
2. 職場における労働安全衛生の専門家の進歩を促進する。
3. 安全、健康及び労働者の生活の質を向上させるため、作業場及び産業社会を支援し、及び協力する。
4. 国内及び国際の両方で、公私の組織又は団体と技術協力を強化する。
5. 会員間の協力及び関係を強化する。
6. 会員のために労働安全衛生の工学的な資源を供給する。
7. 政治的なことには関与しない。

OHSWA は、バンコクのマヒドン大学公衆衛生学部の労働安全衛生部門に所在している。

6.3. タイ人間工学会（EST）

タイ人間工学会は、次の目的を持って設立された。

1. 知識及び情報を交換し、並びに人間工学に関する媒体、刊行物や論文を生産し、及び出版するためのセンターとなること。
2. 起業家及び興味を有している関係者の組織のために、人間工学に関連する労働安全衛生プログラムを支援すること
3. 人間工学的行動を実施するために他の公私の組織と調整を行うこと。
4. 人間工学の発展に関する調査研究を促進し、及び支援すること。
5. 国内的及び国際的両面の人間工学的なプログラムを促進するため、公私の組織間において協力し、及び相互の利益を希求すること。
6. タイ国の人間工学的課題を支援すること。

EST は、2001年8月6日に登記され、その調整センターは、タマサート大学の工学部ーランシットキャンパスーに所在している。

6.4. 職場の安全推進基金

労働保護福祉局は、次の目的を持つ職場の安全推進基金を設立した。

1. 労働者の安全、健康及び福祉のための活動を促進し、及び支援すること。
2. 労働者のための労働安全衛生及び福祉を促進するため、財政的、技術的及び他の財産的支援を受け、及び提供すること。

3. 労働者のための労働安全衛生及び福祉を強化するため、公共部門及び私的な組織と調整を行うこと。
4. 慈善プログラムを実行し、又は他の慈善組織と公共のために、大規模に調整を行うこと。
5. 政治的なことに関与しない。

職場の安全推進基金は、1993年10月4日に登記された。事務所は、バンコクの労働省労働保護福祉局内にある。

6.5. タイ国職業性及び環境性疾病協会

タイ国職業性及び環境性疾病協会は、次の目的を持って設立された。

1. 労働及び環境医学に関する技術的及び情報センターであること。
2. 労働及び環境医学に関する教育的な行動及び訓練を支援し、及び組織すること。
3. 労働及び環境医学に関する技術的サービス、知識及び情報の普及を支援すること。
4. 労働及び環境医学に関する研究を支援し、及び発展させること。
5. いくつかの公共及び私的な組織と、国内的及び国際的両面から、労働及び環境医学に関する技術的な協力及び調整を促進すること。
6. 大規模には公共のために、また、全体としては国のために、さらに労働及び環境医学からの利益を生み出すために、会員の中で、協力及び結びつきを促進すること。
7. 労働及び環境医学の実務家の中における能力、倫理及び職業的な道徳を促進すること。

タイ国職業性及び環境性疾病協会は、2003年11月6日に登記された。事務所は、ノパラート ラチャタニ病院、バンコク並びに労働及び環境医学センターに所在している。

6.6. タイ国労働衛生看護協会

タイ国労働衛生看護協会は、次の目的を持って設立された。

1. 労働衛生的な看護に関する教育、研究、技術的サービスを行うとともに、労働安全衛生看護会員における国内的及び国際的両面から調整を行うことを促進するための中心組織として役立つこと。
2. 労働安全衛生看護グループ又は関連する労働安全衛生協会の中で、国内的及び国際的な両面から、専門家としての実践を発展させ、及び水準を向上させるために調整を行うこと。
3. 労働安全衛生看護上の課題について、公的及び私的な組織とともに、国内的及び国際的両面から解決するために、技術的な調整及び勧告を行うこと。

タイ国労働衛生看護協会は、2007年9月3日に登記された。事務所は、バンコクのマヒドン大学公衆衛生学部に所在している。

第Ⅶ部 労働安全衛生関係職員

タイの労働安全衛生関係職員は、次のグループに分類することができる。

7.1. 政府の労働安全衛生専門官

このグループの労働安全衛生職員は、2011年のOSH Actの下で、労働安全衛生監督官としての義務を履行する、いくつかの権限のある政府機関の公務員である。これらの労働安全衛生監督官は、学問的基礎又は労働保護福祉局によって公表された基準に合致した経験を積み、また、訓練を受けて、資格を付与されなければならない。その義務を遂行する過程で、労働安全衛生監督官は、作業場に立ち入り、事実について質問し、又は捜査する権限が与えられていなければならないとともに、関連する報告を検査して、労働保護福祉局に提出して、予防的な安全対策を提案しなければならない。現在、登録された労働安全衛生監督官の数は、国全体で632人である。(2015年2月28日現在で、労働安全衛生部)

労働安全衛生監督官の訓練は、労働保護福祉局によって、毎年1回又は2回実施される。対象となる訓練生は、1998年の労働保護法の下で、一般的な労働監督官としての資格を付与された中央や地方の単位組織に所属する公務員である。この30日間の訓練のねらいは、労働安全衛生監督を実施して作業場について改善の勧告をするために、十分な技術的知識及び技能を持つ労働安全衛生監督官を養成することである。

7.2. 職場における労働安全衛生職員

仏歴2549年(西暦2006年)の労働安全衛生及び環境の運営及び管理に関する基準として規定されている、労働省の省令によって求められているように、労働安全衛生実務者(「安全士」と呼ばれる。)は、職場で、労働安全衛生及び環境に関する義務を履行するために任命されなければならない。現在では5つのレベルの安全士が存在し、それぞれのレベルの全体の数は、2015年の時点では次のとおりである。

- 7. 2. 1 514,801人の安全士—指揮者レベル
- 7. 2. 2 184,897人の安全士—管理者レベル
- 7. 2. 3 12,169人の安全士—技術者レベル
- 7. 2. 4 2,341人の安全士—上級技術者レベル
- 7. 2. 5 29,748人の安全士—専門家レベル

(2015年2月28日のデータ、労働安全衛生部)

異なるレベルの安全士は、異なる資格要件及び義務を有する。

レベルによる安全士の任命に関する要求事項は、産業の種類及び労働力の規模を基礎としている。

それぞれのレベルの安全士の訓練は、労働保護福祉局で承認されたカリキュラムを持つ登録された労働安全衛生訓練機関で実施される。国全体で、合計86の登

録された労働安全衛生訓練機関がある。(2015年2月28日のデータ、労働安全衛生部)

加えて、産業の種類に基づき、50人以上の労働者がいる企業は、上述した省令によって規定されているように、義務を履行するために企業における労働安全衛生環境委員会を設けなければならない。

また、2017年10月～11月に実施されたJICA研修“Training on Improvement of Policy on Occupational Safety and Health”(労働安全衛生政策の改善に関する訓練)におけるタイ王国からの参加者のカントリーレポートによる。)によれば、労働安全衛生の専門的人材の数等は、次のとおりである。

英語原文	左欄の日本語仮訳	人員数
● Safety Inspectors Government OSH Officers	● 安全(衛生)監督官 政府の労働安全衛生公務員	632
● Safety Officers	● 安全士	
• Supervisor Level	• 第1線指揮者レベル	514,801
• Management Level	• 管理者レベル	184,897
• Technical Level	• 技能者レベル	12,169
• Advance Technical Level	• 上級技能者レベル	2,341
• Professional Level	• 専門家レベル	29,748

7.3. 学術研究機関、労働安全衛生サービス部門及びその他の関連する組織における労働安全衛生職員

このグループの労働安全衛生職員には、労働安全衛生専門家、研究者又は労働安全衛生技術者(産業衛生工学者、人間工学者のような)並びに医学専門職員(産業医、労働衛生看護職)及び作業場に労働安全衛生サービスを提供する登録された個人が含まれている。

上述した労働安全衛生職員の合計数及び労働安全衛生に関連した組織は、次の表で一覧化できる。

表 労働安全衛生職員の合計数及び労働安全衛生に関連した組織

種類	数
■ 安全士(専門家レベル)	29,748*
■ 労働安全衛生環境委員会(職場での)	126,612*
■ 労働安全衛生訓練機関	86*
■ 産業医/労働衛生看護職	2,082***
■ 労働安全衛生に関する学位プログラムを修了した個人	～16,546**
■ 労働安全衛生に関する学位プログラムを提供している学術機関	30機関/36プログラム**

資料出所；* 労働保護福祉局（2015年2月28日のものとして）

** 労働安全衛生部2014年調査（2014学年度末のものとして）

*** 労働環境医学研究所（2014年12月のものとして）

労働安全衛生に関する学位プログラム（又は同等なもの）を提供している学術機関の詳細な情報は、別途示される表6-2に示されている。

第Ⅷ部 労働安全衛生及び環境プロジェクト、運動及び行事

労働保護福祉局の責任の下で、非常に多様性を持ったプロジェクト、キャンペーン及び運動が進行している。2015年における抜粋したプロジェクト及び運動は、次に示される。

8.1. シリントン王女の下での「安全な作業場」に関するプロジェクト

マハ チャクリ シリントン王女の恵みぶかい序文では、次のとおりお書きになっている。

「労働者における負傷及び身体障害を予防するための安全衛生対策の確立」は、2014年12月1日のコンケン県での北部地域労働者リハビリテーションセンターの開会式の間、大臣（スラサック カージャナラート将軍）及び労働省の上級幹部に与えられた。

労働者の安全及び健康を慮られる王女の英慮にお応えして、労働大臣は、労働安全衛生の認識の重要性について繰り返して強調されるために、「王女の下における安全な作業場」に関するプロジェクトを、2015年4月2日の王女の60歳の誕生日という吉兆の下で開始した。

このプロジェクトは、持続的な安全文化を創造するため、作業場での安全衛生及び事業者と労働者との間での協力の促進を狙いとしている。このプロジェクトのキャンペーン及び活動は、次の事項を含んでいる。

- 1) 労働省は、2015年を職場における「安全な精神」、「安全意識」を築き上げる年として宣言した。
- 2) 労働保護福祉局（DLPW）は、プロジェクト「王女の下における安全な作業場」について、7000以上（2015年3月のもの）の作業場が、自主的に参加して、取りかかるよう働きかけた。次の事項が実行されるであろう。

—すべての勧告された労働安全衛生ガイドラインに従うことを奨励する。

—労働者の安全及び健康を慮られる王女の英慮に関する展示会を開催し、また、社会における学生及び若者の、職場における安全と衛生の意識を高めるための企業の社会的責任（CSR）活動を実施する。

—達成した作業場に対しては、認証証書が発行される。

8.2. アセアン労働安全衛生ネットワーク会合及び大会

アセアン諸国における労働安全衛生分野での協力は、1999年にアセアン労働安全衛生ネットワーク（ASEAN-OSHNET）が設立されて以来、長い間認知されてきた。アセアン10カ国すべて（ブルネイダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオスPDR、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイそしてヴェ

エトナム)は、当該地域における労働安全衛生の協力及び統一を強化するためにネットワークに参加した。すべての参加国の代表から構成される調整委員会は、このネットワークの運営を調整するために、1年に1回参集する。アセアン構成諸国は、調整委員会の会合の主催を交代制にしており、タイは、すべてのアセアン諸国がアセアン社会に復帰することに同意した2015年に、第2回目のホストになるであろう。

その会合は、2015年4月21日～23日までバンコクで開催され、第16回調整委員会(アセアン構成諸国及び外部の協力諸国からおおよそ50の代表団)及び第2回アセアン—OSHNET大会(関連する機関、企業及び学術研究機関からおおよそ250人の参加者)が開催された。

8.3. 国家安全週間

1985年12月8日に、内閣は、最終的に、国家レベルの委員会である国家安全週間組織委員会を設置する合意の決議を行った。国家安全週間は、技術的な安全衛生情報の中心となると考えられている。それは、労働者、事業者そして関連する機関において、労働安全衛生意識を向上させるための、労働安全衛生セミナー、労働安全衛生情報の交換、労働安全衛生キャンペーン及び活動の促進のための重要なイベントである。最初の国家安全週間は、1986年6月1日～3日に組織され、労働安全衛生セミナー及び国全体の労働安全衛生キャンペーンを特徴としていた。これ以来、国家安全週間は、現在に至るまで毎年組織されている。

2000年には、国家安全週間組織委員会は、5つの地域、北部、北東部、東部、西部そして南部において、労働安全衛生の知識及び技術を広めることを目的として、国家安全週間を立ち上げることに合意した。

2000年以来、国家安全週間行事は、継続して、様々な県で開催している。

8.4. 労働安全衛生に優れた作業場に関するコンテスト

最初のコンテストは、国家安全週間行事の重要な部分として、1986年に設けられ、次の目的があった。

—作業場における労働安全衛生管理システムのより良い基準を普及する。

—労働災害及び傷害の減少及び組織のイメージ及び評判のために労働安全衛生プログラムの重要性を職場に奨励し、及び革新をもたらす。

8.5. ゼロ災害キャンペーン

労働保護福祉局(DLPW)は、労働安全衛生と作業環境の向上に関する作業場における意識の喚起のために、2001年に現在でも進行しているゼロ災害キャンペーンを立ち上げた。継続的に労働災害及び傷害を減少させ、及び次の要件に適合している作業場は、労働大臣から名誉標章で表彰される。

- 1) 金賞—職場を離れる結果になる労働災害がない、1千万又はそれを超える労働時間を持つ、いかなる作業場に対して
- 2) 銀賞—職場を離れる結果になる労働災害がない、3百万～999万9999時間までの労働時間を持つ、いかなる作業場に対して
- 3) 銅賞—職場を離れる結果になる労働災害がない、100万～299万999時間までの労働時間を持つ、いかなる作業場に対して
- 4) 初級賞—累積労働時間にかかわらず、職場を離れる結果になる労働災害がない、いかなる作業場に対して

2001年から2014年までに、2,977の表彰を受けた作業場がある。

第IX部 参考資料

上記 1～8 までに記述した内容に関する原典等についての英語—日本語対訳資料については、別途表示する次の資料（PDF ファイル）を参照されたい。

なお、タイ王国政府ほかから英語の資料についてご教示いただき掲載許可を得ており、原典となる英語とその日本語対訳形式で掲載しています。なお、日本語訳については、原典の記述の翻訳（仮訳）スタイルとしています。

- (1) [NATIONAL PROFILE ON OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH OF THAILAND 2015 の英語原文—日本語対訳](#) (PDF 3,726KB)
- (2) [NATIONAL PROFILE ON OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH OF THAILAND 2015 の統計図表](#) (PDF 1,717KB)
- (3) [OSH Statistics Thailand の英語原文—日本語対訳（図表を含む。）](#) (PDF 2,832KB)
- (4) [OSH STANDARDS Thailand の英語原文—日本語対訳](#) (PDF 162KB)
- (5) [OSH Expertise of Kingdom of Thailand の英語原文—日本語対訳](#) (PDF 65KB)
- (6) [OSH Programme Thailand の英語原文—日本語対訳](#) (PDF 81KB)
- (7) [OSH Studies Thailand の英語原文—日本語対訳](#) (PDF 49KB)
- (8) 2016 年 10 月～11 月にかけて開催された国際協力機構（JICA）主催、中央労働災害防止協会技術支援部国際センターが受託実施した“JICA KNOWLEDGE CO-CREATION PROGRAM, IMPROVEMENT OF POLICY ON OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH-FROM POLICY DEVELOPMENT TO IMPLEMENTATION MEASURES”（JICA 知識共同創造プログラム、労働安全衛生政策向上—制度構築から具体的対策まで）における[タイ王国からの参加者による国別報告（Country Report）](#) (PDF 1,008KB)
- (9) 2017 年 10 月～11 月に実施された JICA 研修“Training on Improvement of Policy on Occupational Safety and Health”（労働安全衛生政策の改善に関する訓練）における[タイ王国からの参加者によるカントリーレポート](#) (PDF 3,953KB)